

5. レジオネラ属菌が検出された場合の対応について

● レジオネラ属菌が検出された場合

- レジオネラ属菌が検出された浴槽の使用を自粛する。

※ろ過系統が同一の浴槽の使用も自粛する



気泡発生装置の停止等の措置も行う。

- 原因を究明し、改善対策を実施する。



- 対策を実施後、再検査（自主検査）を実施する。



- 不検出であることを確認してから、保健所に改善報告書を提出する。

5. レジオネラ属菌が検出された場合の対応について

● 改善対策の例

- 浴槽等の清掃・消毒の実施

日常管理で見落としやすい箇所がないか確認しながら行う

- ろ過器・配管等の清掃・消毒の実施

遊離残留塩素濃度を10～50mg/L程度にして、数時間循環

- 浴槽水の遊離残留塩素濃度が 0.4～1.0mg/Lに保つ

再検査で不検出が確認されるまで、毎時 1 回以上濃度の確認を行う

- 滞留箇所の清掃・消毒の実施

まとめ

- ・レジオネラ症はレジオネラ属菌によって起こる感染症
- ・レジオネラ症には、レジオネラ肺炎とポンティック熱がある
- ・レジオネラ症は、ヒトからヒトには感染しない
- ・レジオネラ属菌は、生物膜内で繁殖する
- ・レジオネラ属菌が繁殖する温度は20～50℃
(36℃付近が一番繁殖しやすい)

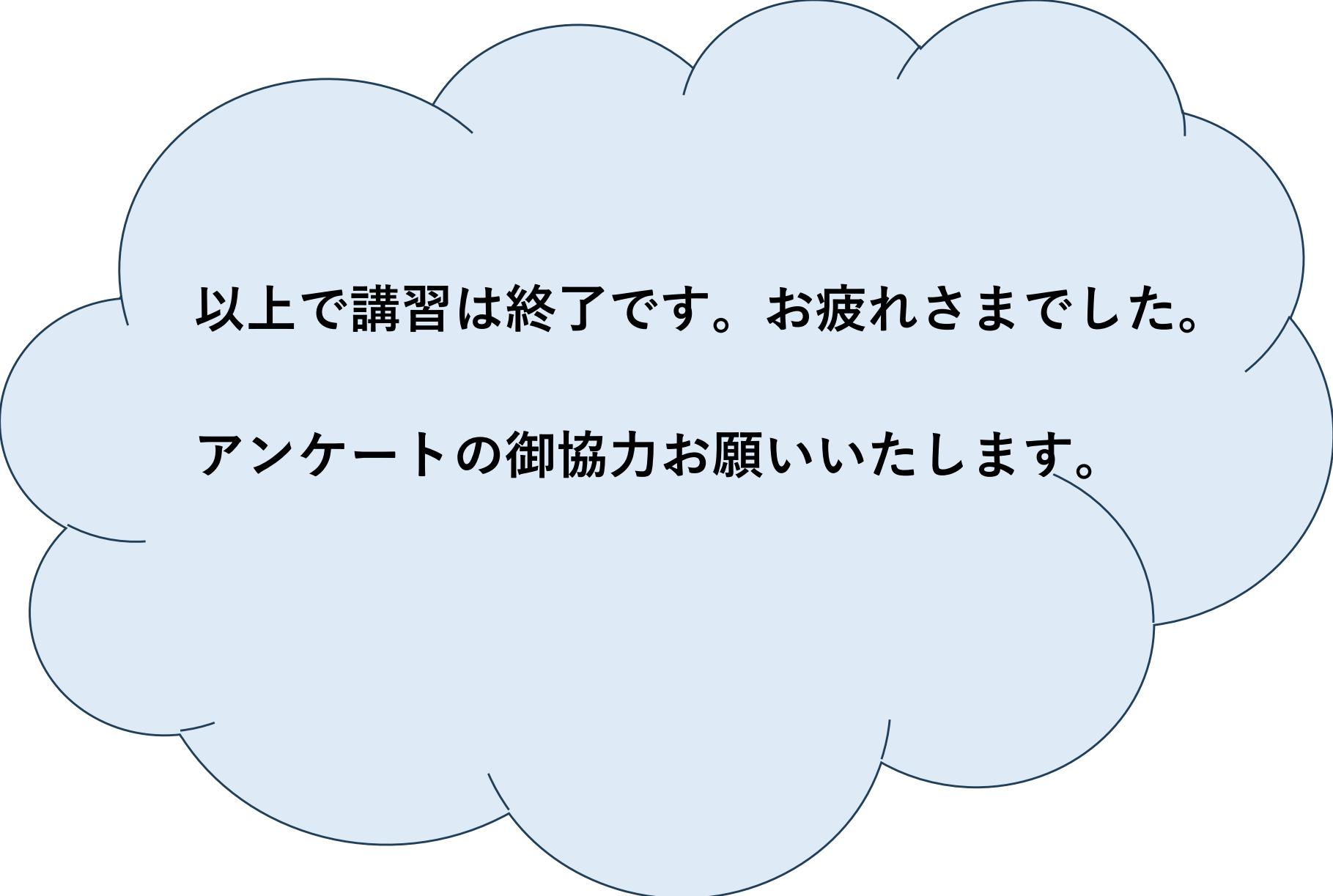
まとめ

- レジオネラ症発生防止対策 3 原則を意識した管理を行う
 - ① レジオネラ属菌を「増殖させない」
 - ② 生物膜（ぬめり）を「発生させない」
 - ③ エアロゾルを「吸い込ませない」
- 浴槽水の換水・消毒を徹底し、菌の増殖を防ぐ
- 清掃・消毒を適切に行い、生物膜をつけない

まとめ

- ・集毛器は、毎日清掃を行う
- ・ろ過器は、週に1回以上逆洗を行う
- ・配管は、週に1回以上消毒を行う
- ・定期的な水質検査の実施
- ・維持管理記録の保管（残留塩素濃度、清掃記録）

●適切な衛生管理に努めましょう



以上で講習は終了です。お疲れさまでした。

アンケートの御協力お願いいいたします。